

# 定額減税調整給付金のご案内

定額減税調整給付金は、令和6年分の所得税(推計)および、令和6年度の住民税所得割において定額減税しきれない方への給付金です。給付対象者は宗像市で令和6年度個人住民税が課税されており、合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者のうち、定額減税可能額が「令和6年分所得税(推計)額・令和6年度個人住民税所得割額」を上回る方です。

※詳しい条件等は裏面をご確認ください。

## 申請方法

1,2いずれかの方法で申請をお願いします。

### 1. オンライン申請

※オンライン申請は確認書の返送は不要です。

※下記、提出書類②③のアップロード(画像添付)が必要です。

※申請に必要な給付番号は確認書に記載されています。

▼オンライン申請はここから



### 2. 郵送・窓口申請

※提出書類を揃えて返信用封筒で郵送、もしくは窓口に出してください。

#### <提出書類>

#### ①支給確認書

必要事項をご記入ください。

#### ②本人(代理人)確認書類の写し(コピー)

運転免許証(表・裏)、マイナンバーカード(表面)、パスポート等の写真付き本人確認書類の写しは「1点」、健康保険証、診療依頼書、年金手帳(年金証書)、診察券などの写しは「2点」提出してください。

#### ③振込先口座を確認できる書類の写し(コピー)

通帳やキャッシュカードの写しなど、口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)を確認出来る部分の写しを提出してください。

※確認書に記載の口座へ振込みを希望する場合は、口座の確認書類は必要ありません。

#### <確認書に記載されている給付額に不足がある場合>

令和6年分所得税(推計)は国の算定ツールを活用して推計しています。

令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後、調整給付額に不足が生じる場合には、令和7年以降に追加で不足分の給付を行う予定です。給付時期につきましては、決まり次第ホームページなどでお知らせします。

**提出期限：令和6年10月31日(木) 必着**

※上記の提出期限までに申請がない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。

# 給付対象者

宗像市で令和6年度個人住民税が課税されており、次の①または②に該当する方

- ①所得税の定額減税可能額（3万円×減税対象人数（※1））が「令和6年分所得税(推計)額（※2）」を上回る方
- ②住民税所得割の定額減税可能額（1万円×減税対象人数（※1））が「令和6年度住民税所得割額」を上回る方

※1 減税対象人数とは、納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養親族（16歳未満の扶養親族を含む）の数です。  
※2 令和6年分所得税(推計)額は令和6年度住民税課税情報を基にデジタル庁が提供する算定ツールにより推計します。

# 調整給付額

## <令和6年分所得税(推計)>

### 定額減税可能額

3万円 × (納税義務者本人 + 扶養親族数)

所得税額

減税しきれない額①  
(所得税分)

## <令和6年度住民税所得割>

### 定額減税可能額

1万円 × (納税義務者本人 + 扶養親族数)

住民税所得割額

減税しきれない額②  
(住民税所得割分)

調整給付額

=

減税しきれない額①  
(所得税分)

+

減税しきれない額②  
(住民税所得割分)

※「減税しきれない額①」と「減税しきれない額②」の合計額を1万円単位で切り上げて給付します。

【例】納税義務者（本人）・控除対象配偶者・子（大学生）・子（高校生）の4人世帯の場合

令和6年分所得税(推計)額 : 6,000円

令和6年度住民税所得割額 : 38,000円

定額減税可能額（所得税） : 30,000円 × (本人 + 扶養親族数3人) = 120,000円

// （住民税所得割） : 10,000円 × (本人 + 扶養親族数3人) = 40,000円

減税しきれない額（所得税分） : 120,000円 - 所得税（推計）額6,000円 = 114,000円・・・①

// （住民税所得割分） : 40,000円 - 住民税所得割額38,000円 = 2,000円・・・②

調整給付額（①+②） 114,000円 + 2,000円 = 116,000円 ⇒ 給付額 : 120,000円（1万円単位切上げ）

調整給付金支給確認書に記載の定額減税可能額や調整給付金支給金額については、宗像市税務課（0940-36-7350）にお問い合わせください。

# お問合せ

宗像市定額減税調整給付金コールセンター（宗像市役所1階ロビー特設窓口）

TEL:0940-36-9195（8:30~17:00/土日祝を除く）



宗像市ホームページ▲



宗像市定額減税および定額減税調整給付金等の

「振り込み詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。